

厚生食監発 0221 第 1 号
令和 6 年 2 月 21 日

各 検 疫 所 長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

スペインから輸入されるめん羊肉等の取扱いについて

標記については、輸入条件である脊髄の除去が不十分である製品が確認されたため、「スペインから輸入されるめん羊肉等の取扱いについて」（令和 5 年 8 月 9 日付け薬生食監発 0809 第 1 号）により INDUSTRIAS CARNICAS CASTELLANAS, S. A.（施設番号 10.00205/BU）からの貨物の輸入手を停止するとともに、その他の対日輸出認定施設からの貨物については、輸入の都度、現場検査を実施するよう指示していたところです。

また、先般、検疫所の検査において、MORALEJO SELECCION, S.L.U.（施設番号 10.027041/ZA）及び MORALEJO SELECCION, S.L.U.（施設番号 10.19434/ZA）から輸出されためん羊肉で脊髄の除去が不十分であることが確認されました。

本件について、今般、スペイン政府から、原因究明及び各対日輸出認定施設における脊髄除去工程の確認を行った結果、改善措置が不十分である INDUSTRIAS CARNICAS CASTELLANAS, S. A.については対日輸出認定施設リストから削除するとともに、その他の施設には問題が認められなかった旨の報告がありました。ついては、スペインから輸入されるめん羊肉等の取扱いを下記のとおりとするので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

記

- 1 「スペインから輸入されるめん羊肉等の取扱いについて」（令和5年8月9日付け薬生食監発0809第1号）の改正

「また、別途指示するまでの間、スペイン産めん羊及び山羊の肉及び臓器の輸入届出がなされた場合には、輸入の都度、現場検査を実施するようお願いいたします。」を削除する。

- 2 MORALEJO SELECCION, S. L. U.（施設番号 10.027041/ZA）及び MORALEJO SELECCION, S. L. U.（施設番号 10.19434/ZA）からの貨物の取扱い

令和6年2月20日以前に衛生証明書が発行されたものについては、輸入者に対し、全箱について貨物の内容確認及び衛生証明書との同一性確認を実施し、結果を検疫所宛て報告するよう指導したうえで、その結果等に問題がない場合には、「スペインから輸入されるめん羊肉等の取扱いについて」（令和2年1月15日付け薬生食監発0115第5号）に基づいて取り扱う。